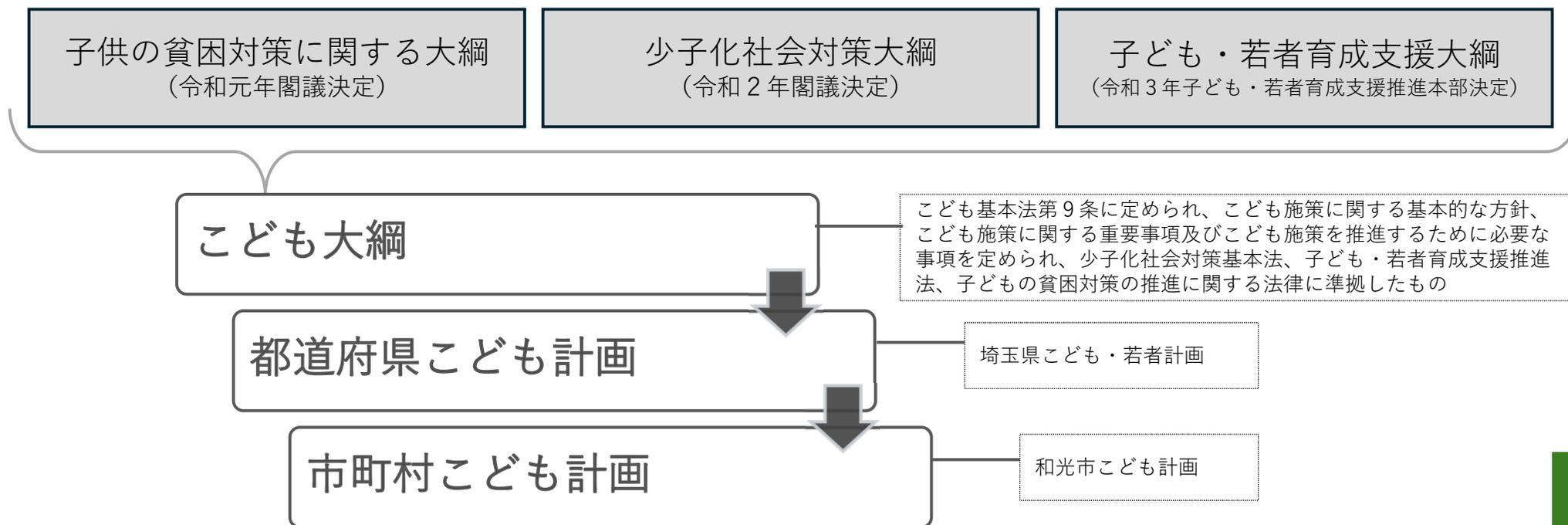


## 和光市子ども計画策定の経緯

1. こども基本法（令和5年4月施行）やこども家庭庁の創設など、こどもに関する取組・政策がより一層重要視され、市町村においては「こども大綱」、都道府県が策定する「こども計画」を勘案した「こども計画」の策定が定められた。
2. 現行計画（第2期和光市子ども・子育て支援事業計画）は、計画期間が令和6年度までであり、令和7年度～令和11年度を計画期間とする次期計画を策定する。
3. 和光市において、こども政策をより総合的により一層推進するため、国の動向を踏まえながら「子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、和光市の実情に合わせた新たな計画として、「和光市子ども計画」を策定する。

## 和光市子ども計画との関係



## 「こども」の表記

令和4年9月15日付内閣官房副長官補佐付こども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」の表記の推奨について（依頼）のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

特別な場合

- (1)法令に根拠がある語を用いる場合
- (2)固有名詞を用いる場合
- (3)他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

## 和光市こども計画における「こども」の範囲

こども基本法第2条において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、こども大綱の注釈において、概ね30歳未満とされている。「若者」については、こども大綱では、思春期・青年期も対象としている。そのため、本計画におけるこどもの範囲も0歳から概ね30歳未満とする。また、思春期、青年期の全体を明確にしたい場合には「若者」を用いる。



## 基本理念

こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる

「こどもまんなか」和光

こどもの権利条約にあるように、こどもは権利の主体です。こどもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりすることは、こどもや家庭、その周囲だけの問題ではなく、地域社会全体の責任です。日常生活の中で、常にこどもの権利が保障され、すべての市民がこどもと共に地域社会をつくるという文化の創造が必要です。

本計画における「こども」は、これまでの「こどもは地域社会において大人から守られる受動的な存在」というだけではなく、「こどもも地域社会の一員として権利をもつ主体」であるという考え方に改めます。本計画は、こどもも大人も互いに尊重され、互いを理解し、共に成長していける地域社会をつくることを明確にした計画です。こどもを権利の主体として認識し、こどもの最善の利益を最優先に考える「こどもまんなか」の社会を実現することを目指します。

## 基本的な視点

こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の4つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。和光市は、この4つの原則を基本的な視点とし、施策を展開していきます。

差別の禁止

生命、生存及び  
発達に対する権利

こどもの意見の  
尊重

こどもの  
最善の利益

# 基本目標

こどもにとって、「今」が大切であり、こどもは「今」を生きています。こどもにとっての数年後はまた別のステージへと変わっています。こどもの「今」をウェルビーイングな状態とし、こども・若者、子育て家庭、地域にとって、「今」のウェルビーイングな状態の積み重ねが目指すべき姿となるよう、和光市は以下の4つを基本目標とします。

## 今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

【目指す姿】 こどもの権利が保障され、こども一人一人が日常生活や地域社会等の場面で安心できる居場所があり、安心して意見を表明し、自分らしさを肯定され、周囲に受け入れられているとこどもが実感できる社会を目指します。

## 今、こどもが主体的に健やかに成長できる

【目指す姿】 こどもが自身の権利を認識し、こどもが主体となり成長することを支援します。こどもが、心身ともに安心・安全に暮らすことができる社会を目指します。

## 今、子育てが楽しいと感じる

【目指す姿】 妊娠期からこどもが自立するまでの全ての子育て家庭が、地域の中でつながりながら、楽しく居心地がよく暮らすことができる社会を目指します。

## 今、こどもを支える地域社会がある

【目指す姿】 地域が、こどもは地域社会を形成する一員であり、その主体であることを認識して、地域でこどもを支える社会を目指します。

# 施策の体系

基本理念

「こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光

基本的な視点

生命、生存及び発達に対する権利・こどもの意見の尊重  
差別的禁止・こどもの最善の利益

基本目標

今、こどもを支える地域社会がある  
今、子育てが楽しいと感じる  
今、こどもが主体的に健やかに成長できる  
今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

基本方針

1 こども・若者の意見表明・参画

2 こどもを守るセーフティネットの強化・支援

3 こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり

4 安心・安全な妊娠出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～

5 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

施策

①こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

②地域の中での若者の主体的な参画

③多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり

①困難を抱えたこどもへの支援

②こどもを守る地域づくり

①こども・若者の居場所づくり

②こどもの自主性と社会性を育む環境づくり

③こどもの心と体を育む健康づくり

①妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

②多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

①自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

②多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

③教育・保育等の基盤整備計画（量の見込みと提供体制）

## 基本方針 1 こども・若者の意見表明・参画

こどもは、一人一人が権利の主体であり、共に社会をつくるパートナーです。こどもの自己肯定感の向上とより良い施策の実現には、こども・若者の意見を聴き、こどもと一緒に社会をつくるという文化が必要です。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重します。さらに、こども・若者の視点に立ち、こども・若者が主体的に社会参画できる環境づくりを行うとともに、こども・若者の意見を尊重したまちづくりを推進します。

基本施策 1-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

基本施策 1-2 地域の中での若者の主体的な参画

基本施策 1-3 多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり

## 基本方針2 こどもを守るセーフティネットの強化・支援

市はこれまでも、こどもの権利が保障され、こどもの最善の利益が保障された権利擁護の取組を推進してきました。

一方で社会において、核家族の増加に代表される世帯構造の変化や、地域のつながりの希薄化等に伴う、こども・若者の孤独・孤立や、ヤングケアラーの存在が顕在化しています。また、市の児童虐待通報件数は令和5年度（2023年度）に117件ののぼり、コロナ禍以降も新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻らずに、その背景も多様です。

いじめや虐待、こどもの貧困、こどもが望まない不登校や引きこもり、ヤングケアラーなど、困難な状況におかれるこども・若者も増加しています。

将来を担うすべてのこども・若者の権利を保護し、こども・若者が安心、安全を感じられるまちづくりを推進します。また、事故や犯罪等の危険からこども・若者の命と権利を守るため、あらゆるセーフティネットの強化と支援を講じます。

基本施策2-1 困難を抱えたこどもへの支援

基本施策2-2 こどもを守る地域づくり

## 基本方針3 こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり

「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもだけでなく、若者も安心して楽しく過ごすことのできる居場所の確保を推進します。

情操教育、社会教育を含めた心身の健やかな健康を支える取組を推進し、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。

また、こどもの成長は家庭が基盤となることから、保護者を含む子育て当事者に対して情報提供や学習機会の提供を行い、こどものより良い成長につなげます。

様々な体験を通じて次世代の担い手を育成し、地域での活動が世代を通じて継続・循環していく仕組みの構築を図ります。

基本施策3-1 こども・若者の居場所づくり

基本施策3-2 こどもの自主性と社会性を育む環境づくり

基本施策3-3 こどもの心と体を育む健康づくり

## 基本方針 4 安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の推進 ～わこう版ネウボラの充実～

アンケート調査結果によると、およそ1割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」としています。子育ての負担感や孤立感の解消・軽減を目指し、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、これまで行ってきた「わこう版ネウボラ」を更に推進し、出産前から子育て期に至るまでの総合的な伴走型相談支援体制の充実を図ります。

市は、令和7年度（2025年度）に和光市総合こども家庭センターを開設します。和光市総合こども家庭センターは、子育て家庭に対する包括的な支援体制の中心となり、医療・保健・福祉・教育等との有機的な連携体制を確立し、妊産婦、子育て家庭、乳幼児への必要な支援を行います。特に困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、個別支援計画の策定することにより、切れ目のない支援を行います。

また、障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども、配慮を要するこどものいる家庭等の多様なニーズを適切に把握し、必要に応じた支援を届けられるよう、サポート体制の充実を図ります。

基本施策4-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

基本施策4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

## 基本方針5 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

コロナ禍を経て、テレワークの普及などにより働き方も多様化しています。

変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した教育・保育サービス等の提供が求められています。

また、共働き家庭が増加し、結婚・出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要です。配偶者やパートナーと共に働き、共に育てる機運を醸成し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進していく必要があります。

基本施策5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

基本施策5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

基本施策5-3 教育・保育等の基盤整備（第3期和光市子ども・子育て支援事業計画）